

報告第8号

令和2年度一関市一般会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和2年度一関市一般会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3	民生費	2 児童福祉費	室根児童クラブ整備事業	50,392,000	14,828,000	14,828,000	14,828,000	14,828,000	171,000	11,857,000	2,800,000		
10	教育費	2 小学校費	室根地域統合小学校整備事業	1,555,326,000	416,872,000	416,872,000	145,000,000	271,872,000	36,000	114,336,000	157,500,000		
合 計				1,605,718,000	431,700,000	431,700,000	145,000,000	286,700,000	207,000	126,193,000	160,300,000		

報告第9号

令和2年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和2年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	超高速情報通信基盤整備事業補助金	332,766,000	332,766,000		266,266,000	66,500,000		
		公共施設等総合管理計画推進事業	52,330,000	34,600,000			25,900,000		8,700,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	58,029,000	56,925,000			53,100,000		3,825,000
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	48,702,000	48,702,000		48,702,000			
	2 児童福祉費	新生児特別定額給付金給付事業	2,000,000	2,000,000		2,000,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	281,589,000	262,473,000		212,232,000			50,241,000
6 農林水産業費	1 農業費	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金	602,000	228,000		152,000			76,000
		農作物生産継続特別支援事業費補助金	52,100,000	52,100,000					52,100,000
		大雪被害農業者緊急支援事業費補助金	360,543,000	360,543,000		199,080,000			161,463,000
		利用自粛牧草等処理円滑化事業	5,458,000	5,458,000		5,458,000			
	2 林業費	特用林産施設等体制整備事業費補助金	4,637,000	4,637,000		4,605,000			32,000
		大雪被害特用林産施設緊急支援事業費補助金	4,346,000	4,346,000		3,927,000			419,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	産業用地整備事業	69,949,000	69,949,000					69,949,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	138,080,000	138,080,000		20,174,000	117,700,000		206,000
		道路新設改良事業（一関地域）	34,452,000	28,432,000	90,000		23,300,000		5,042,000
		道路新設改良事業（花泉地域）	142,219,000	142,219,000		82,913,000	59,300,000		6,000
		道路新設改良事業（千厩地域）	7,000,000	5,164,000			5,100,000		64,000
		橋梁維持補修事業	21,500,000	21,500,000					21,500,000
		橋梁長寿命化事業	159,604,000	154,506,000	15,000	89,802,000	64,200,000		489,000
		原沢1号線道路改良事業	7,300,000	5,685,000	51,000		5,600,000		34,000
		狐禅寺大平線道路改良事業	241,100,000	240,551,000		98,829,000	141,700,000		22,000
		中条外山線道路改良事業	192,550,000	192,550,000		85,131,000	107,300,000		119,000
		丸木舞川線道路改良事業	87,740,000	87,740,000		51,094,000	36,600,000		46,000
	松川駅館下線道路改良事業	77,350,000	56,094,000	60,000	16,097,000	39,900,000		37,000	
	3 河川費	河川維持補修事業	23,090,000	6,477,000					6,477,000
	4 都市計画費	一関地区かわまちづくり事業	7,236,000	7,236,000			7,200,000		36,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	21,000,000	21,000,000		5,891,000	15,100,000		9,000
		学校用コンピュータ整備事業	507,346,000	507,346,000		416,129,000			91,217,000
	3 中学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	45,000,000	45,000,000		12,387,000	32,600,000		13,000
		学校用コンピュータ整備事業	270,698,000	270,698,000		215,475,000			55,223,000
合 計			3,256,316,000	3,165,005,000	216,000	1,836,344,000	801,100,000		527,345,000

報告第10号

令和2年度一関市都市施設等管理特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和2年度一関市都市施設等管理特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1	都市施設等管理費	西口北駐車場拡張整備事業	38,200,000	38,200,000	100,000		38,100,000		
合計			38,200,000	38,200,000	100,000		38,100,000		

報告第11号

令和2年度一関市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和2年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度一関市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道342号白崖工区道路改良工事に伴う配水管移設その7工事	円	円	円	円	円	円	円	円	岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道342号白崖工区道路改良工事に伴う配水管移設その8工事	円	27,000,000	円	円	円	円	円	円	岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
合計			117,595,000	27,000,000	90,595,000	21,100,000	69,395,000		100,000				

報告第12号

令和2年度一関市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和2年度一関市下水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

令和2年度一関市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道山目1-1号幹線工事	78,864,000	78,864,000	46,000,000	3,864,000	29,000,000			施工区間にある配水管の移設手法の検討に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その4工事	33,542,000	33,542,000	31,800,000	1,742,000				工事施工に係る通行規制について、地権者との調整に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	磐井川流域関連一関公共下水道堺地区枝線その2工事	7,480,000	7,480,000	7,100,000	380,000				関連する枝線工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関市公共下水道（千厩処理区）構井田地区他枝線その2工事	122,268,000	39,000,000	83,268,000	51,100,000	4,291,000	27,877,000		施工区間に出現した岩盤の対策検討に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一関市特定環境保全公共下水道（花泉排水区）天神前地区排水路整備その4工事	38,460,000	22,400,400	16,046,000	8,000,000	7,980,000	66,000	13,600	施工区間にある通信ケーブルの移設協議に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
合計				280,614,000	61,400,400	219,200,000	144,000,000	10,277,000	64,857,000	66,000	13,600	

報告第13号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月10日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 19,800円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として19,800円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和3年1月7日午前8時50分頃、石畑地内において、農林部農地林務課の職員が公用車で主要地方道一関大東線を走行中、対向車線から市道町浦40号線に進入するため右折してきた相手方車両と衝突し、フロント右側部分を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 20パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月18日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 18,308円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として18,308円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市萩荘字下中田8番地3
有限会社青木商事
取締役 青木多津子氏

4 事故の概要

令和3年3月29日午後1時5分頃、藤沢町大籠字右名沢地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が市営バスで県道藤沢大籠線を走行中、市道左利沢1号線から県道藤沢大籠線に進入するため右折してきた相手方車両と衝突し、左側のバックミラーなどを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 10パーセント

報告第14号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月11日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 6,820円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として6,820円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和3年4月20日午前9時30分頃、千厩町清田字内野地内において、相手方車両が市道内野線から宅地に進入するため側溝部分を通じた際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、右後輪タイヤを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第15号

財産の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月10日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 331,575円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として331,575円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市室根町
個人

4 事故の概要

令和3年3月20日午後2時30分頃、室根町矢越字歌戸地内において、市有地内の木が相手方のパイプハウスに倒れ、屋根等を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月18日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 297,032円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として297,032円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和3年1月27日午前11時20分頃、金沢小学校において、校舎の屋根から滑り落ちた雪が駐車していた相手方車両に落下し、車両の屋根等を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

議案第49号

一関市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

一関市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

一関市固定資産評価審査委員会条例（平成17年一関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u> [略]</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u> </u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名____しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名____しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名____しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第50号

一関市市税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられる</p>

- _____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)

- _____ことが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。)

- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）
- (9) [略]
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____及び市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）

2 [略]

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。ただし、市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）
- (9) [略]
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的としたものを除く。）

2 [略]

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

<p>2 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の<u>数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)</u>以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>)の<u>数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)</u>以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>
---	---

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数の1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 [略]

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数の1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分及び次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 表2の項の改正部分及び次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の一関市市税条例第35条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の一関市市税条例第35条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 この条例(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の一関市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

一関市市税条例の改正概要

要旨		<p>【個人市民税】 特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の特例期限の5年延長 均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し</p>		
一関市市税条例の一部改正				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
1	市民税	第 35 条の 7（寄附金税額控除）	所得税法等において、特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、寄附金控除及び所得税額の特別控除の対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除くこととする改正が行われたことに伴い、規定を整備するもの（令和3年4月1日以後に支出する寄附金について適用）	令和4年1月1日
		附則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年延長し、令和9年度までとするもの	
2	市民税	第27条（個人の市民税の非課税の範囲）	<p>「扶養控除」の対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度税制改正）ことに伴い、均等割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするもの</p> <p>※【参考】扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し（令和2年度税制改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外とする。 ・ただし、30歳以上70歳未満であっても、次の①から③のいずれかに該当する者は扶養控除の適用対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障害者 ③納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 	令和6年1月1日

<p>第37条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p>	<p>「扶養控除」の対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度税制改正）ことに伴い、控除対象扶養親族以外の扶養親族には、「16歳未満の扶養親族」及び「30歳以上70歳未満である一定の国外居住親族」の2種類が存在することとなるが、扶養親族申告書で必要な情報は、市民税非課税限度額の基準の判定に用いる16歳未満の扶養親族に係る情報のみであることから、「扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）」を「扶養親族（16歳未満の者に限る。）」に改めるもの</p>
<p>附則第5条（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p>	<p>「扶養控除」の対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度税制改正）ことに伴い、所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするもの</p>

議案第51号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
13 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交	個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円	13 削除			

付	
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第52号

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～6 [略] (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 7 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)) _____に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期</p>	<p>附 則 1～6 [略] (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 7 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期</p>

<p>間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 8～12 [略]</p>	<p>間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 8～12 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

一関市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

一関市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月15日提出

一関市長 勝 部 修

一関市営住宅条例の一部を改正する条例

一関市営住宅条例（平成17年一関市条例第174号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第8号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者、<u>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者</u>にあっては第3号から第8号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第8号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者_____並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては第3号から第8号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。